

事業事前評価表（開発調査）

作成日：平成16年6月21日
担当部：農村開発部第1グループ

1. 案件名

タイ国北部地域における自然資源の保全管理と持続可能な農業・農村開発のための計画策定調査

2. 協力概要

(1) 事業の目的

本開発調査は、焼畑農業による森林減少が目立つタイ国北部地域の農地改革局管轄森林地区（ALRO地区）にて、土地無し農民が「自然資源の荒廃を最小限に抑えながら定住して持続的な農業を行う」ための計画を策定し、あわせてカウンターパート等の計画策定に関わる組織的・人的能力の向上を図るものである。

(2) 調査期間

2004年8月～2007年7月

(3) 総調査費用

約3.0億円

(4) 協力相手先機関

タイ国農業協同組合省事務次官局（OPS）〔農業技術・持続的農業政策部（ATSAP）〕及び農地改革局（ALRO）

(5) 計画の対象（対象分野、対象規模等）

対象分野：自然資源の保全管理、持続的な農業・農村開発

対象地域：人口約1200万人・面積約17万Km²からなるタイ国の北部地域（17県）

3. 協力の必要性・位置付け

(1) 現状及び問題点

北部地域は面積172,271km²（タイ国全体の33.4%）に人口12,114千人（タイ国全体の19.4%）が住んでいる山岳地帯である。タイ国の森林面積の半分以上が北部地域に存在し、水源としても重要な役割を持つため、自然資源の保全において最も重要な地域となっている。

北部地域の住民1人あたりの県内総生産（Gross Provincial Product）は、タイ国全体の74,905バーツ（約23万3千円）と比較し、37,905バーツ（約11万8千円）であり、国内では貧困地域である。また、当地域においては、貧困に苦しむ土地無し農民が山間・丘陵地の森林区域で行う焼畑や無秩序な開墾により、土地の侵食、森林の減少等の自然資源が荒廃する状況が見られている。

このため、タイ国政府は森林区域について「保全区域」「経済区域」「農業区域」の3つにゾーニングを行った上で「農業区域」と「経済区域」の大部分をALROの管轄地（ALRO地区）とし、ALRO地区の農民に耕作権を交付して既開墾地の所有を事実上認めることで、森林の新規開墾を抑制する方策をとってきた。さらにALROは、ALRO地区において土地無し農民を定住させるために、生活水準向上のためのインフラ整備支援及び協同組合の組織化等の活動にも取り組んでいるところである。

しかし、森林部のゾーニングについては線引きが曖昧で区域の管理が不十分なため、線引きに関わらずに土地無し農民は焼畑等収奪的な農業を続けており、ゾーニングによる森林開墾抑制の効果は薄くなっている。さらには、土地無し農民の定住を目的としたALRO地区での各種活動についても持続的

な農業に関する技術不足から十分な効果を上げるにいたっていない。

タクシン政権誕生後地方分権化が強力に進められ、今後県レベルで事業を実施する際には県知事の承認が必要となっている。このため、ALRO地区の開発計画・実施に当たって、ALROにはこれまで以上に県計画との整合性を取ることで及び、県の住民の意見を適切に反映することが求められている。

しかしながら、ALRO及びその出先機関である県事務所は、県、NGO、その地域住民等多くの関係機関と意見の調整を図り、主体的にALRO地区の適切な計画を策定し、事業を実施する体制及び能力が不足している。

(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

第9次国家経済社会開発計画（NESDP2002-2006年）においては、1) 貧困の削減、2) 所得の地域不平等の是正、3) 国際競争力の強化を3つの中心課題とし、1) 農業分野の人材開発及び組織開発、2) 農産物の競争力強化、3) 国王による「ほどほどの経済」思想の強化、4) 環境保全・天然資源管理の4つの農業開発戦略を掲げている。本調査は農業分野の人材・組織開発と環境保全・天然資源管理を達成することにより貧困の削減を目標とすることから、こうしたタイ側の政策にそったものといえる。

(3) 他国機関の関連事業との整合性

国連開発計画（UNDP）の協力により農業協同組合省をC/Pとした「持続的農業のための能力開発」プロジェクトが1999年～2001年に実施された。また、デンマークの援助機関（DANCED）による天然資源生物多様性研究所支援プロジェクトが1999年～2001年の期間で実施された。同プロジェクトは、ATSAPの前身である天然資源研究所（NAREBI）をC/Pとし、同組織の能力向上を図るものであった。本調査はこれまでのこうした各国機関による協力を活かし、より一層C/Pの能力の向上を図るものである。

(4) 我が国援助政策との関連、JICA国別事業実施計画上の位置づけ

外務省の国別援助計画においては、「地方・農村開発」のセクターで地域間格差の是正に資する開発後進（北部・東北部）を中心とした農業振興・農村開発への支援の重要性が、また「環境保全」セクターでは環境問題の積極的な取り組みや環境対策を担う人材育成を含む各種の支援の重要性が掲げられている。

また、JICA国別事業実施計画においても、「地方・農村」セクターの「重点課題」において、（1）土地・水資源の保全に配慮した持続可能な農村開発の推進、（2）農民の農業開発計画への参加促進が掲げられている。

本調査の実施はこれらの開発課題への対応として適切なものである。

4. 協力の枠組み

(1) 調査項目

フェーズ1（17県の基礎調査、4県の選定）

（ア）関係機関（他援助機関、大学、NGO、農民グループなど）による自然資源に関するデータ収集・整理・評価体制の実態調査

（イ）自然資源（森林・水・土地・土壌）及び営農状況を含む社会・経済状況の基礎情報の収集及びデータベースの作成

（ウ）開発の阻害要因の特定・整理

（エ）関係機関の自然資源の保全管理及び営農状況に係る活動、これら活動の計画・実施・運営能力に関する既存情報の収集・検討・評価

（オ）フェーズ2の対象となる4県の選定

フェーズ2（4県でのマスタープランの策定）

（ア）住民参加型手法による農業・農村社会の実態調査

(イ) 住民及び関係機関が自然資源を適切に保全管理しながら持続的な農業・農村開発を進めるための体制の検討及び具体的な計画の概定（1・土地利用計画、2・農業開発計画、3・人間活動が環境に及ぼす影響を最小化するための方策、4・農外所得の創出・生活改善に資する方策、5・モニタリング・評価体制の整備）

(ウ) 住民及び関係機関向けの自然資源の保全管理のためのモニタリング評価に関するガイドラインの概定

(エ) 4県の中からフェーズ3の対象となるモデル地区（1～2地区）の選定

フェーズ3（モデル地区における実証調査）

(ア) 実証調査の内容の選定

(イ) 実証調査の実施体制の検討

(ウ) 実証調査の環境に対する影響とその対応策の検討

(エ) カウンターパート等の計画策定に関わる組織的・人的能力の向上を目的とした実証調査の実施

(オ) 実証調査のモニタリング・評価

(カ) 実証事業の結果をフェーズ2において概定されたマスタープランにフィードバックさせる。

(2) アウトプット（成果）

(ア) 北部地域17県における基礎情報収集調査により、自然資源及び社会概況の現況が明らかになる。

(イ) 北部地域4県のALRO地区を対象に、住民及び関係機関が自然資源を適切に保全管理しながら持続的な農業・農村開発を進めるための具体的な計画が策定される。

(ウ) 1～2地区のモデル地区において実施する実証調査の結果が、上記（イ）の具体的な計画に反映される。

(エ) 計画策定・実証調査の実施を通じて、カウンターパート等の関係機関の計画策定に関する技術移転が行われる。

(3) インプット（投入）：以下の投入による調査の実施

(a) コンサルタント（分野／人数）

6名（総括／開発計画、土壌改良・保全、自然資源の保全／環境配慮、農村社会／住民組織、営農、農村インフラ／土地利用）

(b) その他 研修員受入れ

5. 協力終了後に達成が期待される目標

(1) 提案計画の活用目標

タイ国北部地域において、自然資源の保全管理及び持続的な農業・農村開発に資する事業が実施される。

(2) 活用による達成目標

- ・対象地域において自然資源が保全される。
- ・対象地域において持続的な農業・農村開発が営まれ、貧困層の生計・生活が向上する。

6. 外部要因

(a) 政策的要因：農業・農村開発に係る政策変更（特に環境保護の観点）

(b) 行政的要因：持続的な事業化予算の確保

(c) 社会的要因：調査に参加したカウンターパートの流出

(d) 自然的要因：大規模な旱魃等の自然災害

7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮（注）

（1）貧困・環境への配慮

今回の案件は「貧困と環境劣化の悪循環への対策手法を明らかにする」ことにあり、「自然資源の保全」と「持続的な農村開発」の両面から一体的に解決することを上位目標としている。よって、本格調査ではJICA「環境社会配慮ガイドライン」に沿ってできるだけ環境に負荷を与えない計画を策定する。

（2）ジェンダーへの配慮

ジェンダーイシューについては事前調査により、

1. 制度的課題：耕作権の名義により、女性が不利を受けることがある。
2. 社会的課題：意思決定機関への女性の参加が少ない。
3. 経済的課題：女性が自立して生計を立てることが困難である。

ことが明らかになっている。

本格調査においては、ジェンダーイシューに係る課題について、女性の意見に留意した調査を実施し、マスタープランにその対策を反映する。

8. 過去の類似案件からの教訓の活用（注）

本案件はタイ国北部地域を対象としているが、タイ国東北部地域においては開発調査「タイ国東北タイ北部農地改革地区農業総合開発計画」（1996年-1998年）でALRO地区のマスタープランを策定し、現在その計画に基づいた事業を実施しているところである。本調査においては、その調査の教訓を生かし、関係機関との連携を重視することにより事業目的であるカウンターパートの能力向上を図る。

9. 今後の評価計画

（1）事後評価に用いる指標

（a）活用の進捗度

ALRO地区における関連事業実施数

（b）活用による達成目標の指標

- ・代表的な自然資源の保全状況
- ・小規模農家の収支バランス

（2）上記（a）及び（b）を評価する方法及び時期

フォローアップ調査等によるモニタリング（2008年7月頃）

（注）調査にあたっての配慮事項